

勤労者福祉の向上

概要

勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度（財形制度）は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（財形法）に基づいて創設され、勤労者の貯蓄や持家取得といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が援助、協力する制度である。

	財形貯蓄制度			財形融資制度	
	勤労者の計画的な財産形成の促進を目的とした給与天引による貯蓄制度			財形貯蓄を原資とした融資制度	
	一般財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄	財形持家個人融資	財形教育融資
制度の主な内容	用途を限定しない貯蓄	60歳以降の年金支払を目的とする貯蓄	住宅の取得、増改築等を目的とする貯蓄	住宅の建設等をしようとする勤労者に対し必要な資金を融資	勤労者本人又はその親族が大学等において教育を受けるために必要な資金を融資
実績	(契約者数) 719万人 (貯蓄残高) 10兆5千億円 ※2	233万人 4兆1千億円	125万人 3兆円	(貸付戸数) 186,272戸 (貸付残高) 2兆2千億円	(貸付件数) 452件 (貸付残高) 3億円

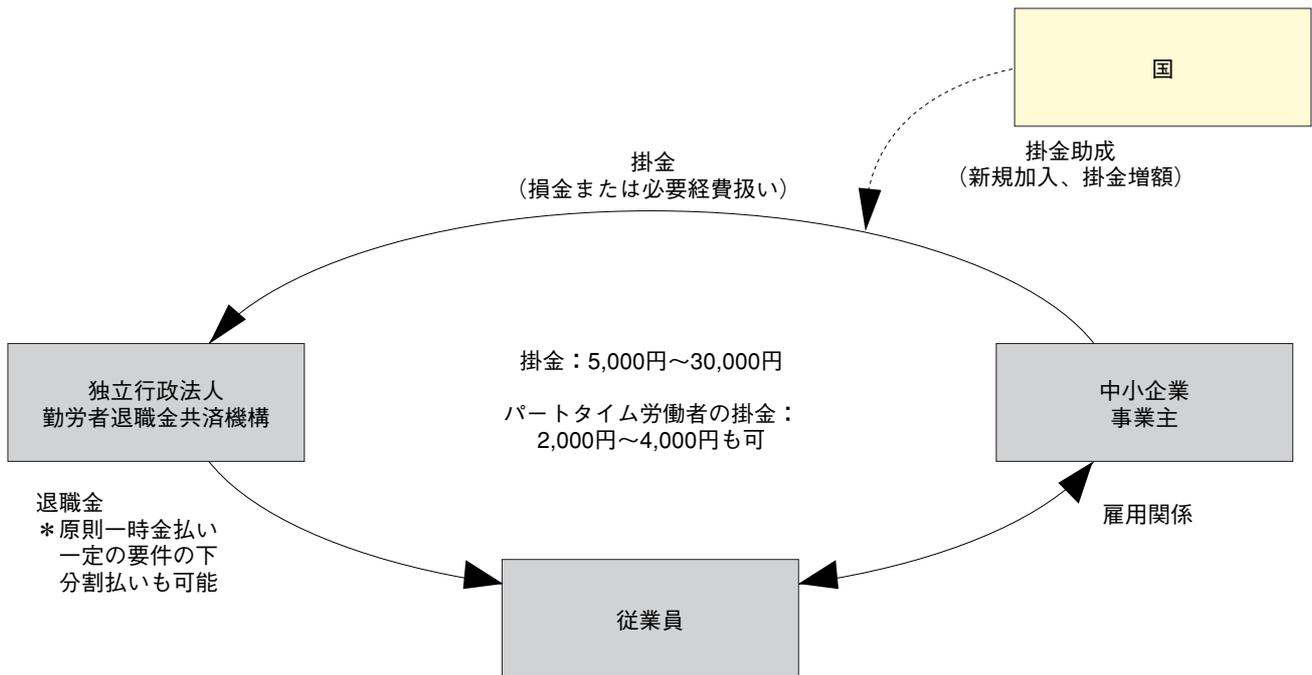
※1 財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、保険・共済商品は、払込額385万円まで。

※2 実績は貯蓄制度、融資制度ともに平成19年3月末現在。

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、自力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



加入・支給実績（平成18年度）

対象者	一般の中小企業 退職金共済制度 主に常用労働者	特定業種退職金共済制度		
		建設業	清酒製造業	林業
共済契約者 （事業主）数（件）	382,436	189,104	2,535	3,555
被共済者 （労働者）数（人）	2,842,440	2,695,251	32,702	42,337
退職金等 支給件数（件）	278,239	80,190	372	2,312
退職金等 支給金額（千円）	350,326,405	73,797,746	459,167	2,058,740

（注）共済契約者数及び被共済者数については、平成19年3月末現在の数値である。